

通勤手当の誤り

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																
<p>城東工科高等学校</p>	<p>1 平成31年1月に3箇月分を支給した通勤手当について、病気休暇に伴い通勤しなかった期間のうち平成30年12月において通勤実績があるにもかかわらず、同月分の通勤手当を含めずに算出したため、手当支給額に誤りがあった。</p> <table border="1" data-bbox="409 556 1347 699"> <thead> <tr> <th>対象期間</th> <th>既支給額</th> <th>正規支給額</th> <th>追給すべき額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成30年12月から平成31年3月まで</td> <td>52,790円</td> <td>71,310円</td> <td>18,520円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 平成30年4月に6箇月分を支給した通勤手当について、病気休暇に伴い通勤しなかった期間の精算事務（戻入）が行われず、また同年6月に誤って必要のない追給を行い、過払となっていた。</p> <table border="1" data-bbox="409 856 1347 999"> <thead> <tr> <th>対象期間</th> <th>既支給額</th> <th>正規支給額</th> <th>戻入すべき額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成30年4月から同年9月まで</td> <td>128,500円</td> <td>56,990円</td> <td>71,510円</td> </tr> </tbody> </table>	対象期間	既支給額	正規支給額	追給すべき額	平成30年12月から平成31年3月まで	52,790円	71,310円	18,520円	対象期間	既支給額	正規支給額	戻入すべき額	平成30年4月から同年9月まで	128,500円	56,990円	71,510円	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、その原因を確認し、所属のチェック体制の強化や通勤手当に関するルールの周知徹底を図ることなどにより、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <p>【職員の給与に関する条例】 （通勤手当） 第14条 通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。 2 通勤手当の額は、6箇月を超えない範囲内で、月の1日からその月以後の月の末日までの期間として人事委員会規則で定める期間（以下「支給対象期間」という。）につき、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額とする。</p> <p>【職員の通勤手当に関する規則】 （支給対象期間） 第4条 条例第14条第2項に規定する支給対象期間は、人事委員会が定める日以降6箇月の期間とする。ただし、これにより難しい場合の支給対象期間は、人事委員会が定める。 （支給方法等） 第18条 条例第14条第1項の職員に対する通勤手当は、その者の支給対象期間の初日の属する月の給料の支給日に支給する。（以下略） 第20条 条例第14条第1項の職員が、出張、休暇、欠勤その他の理由により、月の1日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、その月に係る通勤手当は支給しない。（以下略）</p> <p>【職員の通勤手当に関する規則の運用について（通知）】 第4条関係 1 人事委員会が定める日は、毎年度4月1日及び10月1日とする。</p>	<p>通勤手当について、支給不足となっていた職員については追給し、過払いとなっていた職員については戻入した。</p> <p>検出事項に記載の2件の事務手続の誤りについて、原因を確認したところ、当該事務手続上の錯誤及び失念によるものであった。</p> <p>また、再発防止に向け、通勤手当に関するルールの周知徹底を図った。</p> <p>今後は、法令等に基づき、適正な事務処理を行う。</p>
対象期間	既支給額	正規支給額	追給すべき額																
平成30年12月から平成31年3月まで	52,790円	71,310円	18,520円																
対象期間	既支給額	正規支給額	戻入すべき額																
平成30年4月から同年9月まで	128,500円	56,990円	71,510円																

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和元年12月5日）

通勤手当の誤り

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容												
八尾支援学校	<p>平成30年度に支給した通勤手当について、病気休暇等により勤務実績のない月が発生したにもかかわらず、精算事務が行われていないものが2件あった。</p> <table border="1" data-bbox="498 552 1584 791"> <thead> <tr> <th>対象期間</th> <th>既支給額</th> <th>正規支給額</th> <th>追給又は戻入すべき額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成30年4月から同年9月まで</td> <td>93,810円</td> <td>94,550円</td> <td>追給額 740円</td> </tr> <tr> <td>平成30年10月から平成31年3月まで</td> <td>25,200円</td> <td>21,000円</td> <td>戻入額 4,200円</td> </tr> </tbody> </table>	対象期間	既支給額	正規支給額	追給又は戻入すべき額	平成30年4月から同年9月まで	93,810円	94,550円	追給額 740円	平成30年10月から平成31年3月まで	25,200円	21,000円	戻入額 4,200円	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、精算事務が行われなかった原因を確認し、所属のチェック体制の強化や通勤手当に関するルールの周知徹底を図ることなどにより、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <p>【職員の給与に関する条例】 (通勤手当) 第14条 通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。 2 通勤手当の額は、6箇月を超えない範囲内で、月の1日からその月以後の月の末日までの期間として人事委員会規則で定める期間（以下「支給対象期間」という。）につき、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額とする。</p> <p>【職員の通勤手当に関する規則】 (支給対象期間) 第4条 条例第14条第2項に規定する支給対象期間は、人事委員会が定める日以降6箇月の期間とする。ただし、これにより難い場合の支給対象期間は、人事委員会が定める。 (支給方法等) 第18条 条例第14条第1項の職員に対する通勤手当は、その者の支給対象期間の初日の属する月の給料の支給日に支給する。（以下略） 第20条 条例第14条第1項の職員が、出張、休暇、欠勤その他の理由により、月の1日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、その月に係る通勤手当は支給しない。（以下略）</p> <p>【職員の通勤手当に関する規則の運用について（通知）】 第4条関係 1 人事委員会が定める日は、毎年度4月1日及び10月1日とする。</p>	<p>検出事項について、速やかに精算事務を行った。また、精算事務が行われなかった原因としては、病気休暇中の職員がいるにもかかわらず、精算事務手続を失念していたものであった。今後の再発防止に向け、担当職員間で情報共有するとともに、資料の内容確認においては2名以上で行うなど、チェック体制強化への取組について周知徹底を図った。</p>
対象期間	既支給額	正規支給額	追給又は戻入すべき額												
平成30年4月から同年9月まで	93,810円	94,550円	追給額 740円												
平成30年10月から平成31年3月まで	25,200円	21,000円	戻入額 4,200円												

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和元年11月6日）

通勤手当の誤り

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容								
<p>堺支援学校</p>	<p>平成30年度に支給した通勤手当について、病気休暇等により勤務実績のない月が発生したにもかかわらず、精算事務が行われていないものが1件あった。</p> <table border="1" data-bbox="421 527 1460 695"> <thead> <tr> <th data-bbox="421 527 872 583">対象期間</th> <th data-bbox="872 527 1059 583">既支給額</th> <th data-bbox="1059 527 1249 583">正規支給額</th> <th data-bbox="1249 527 1460 583">戻入すべき額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="421 583 872 695">平成30年5月から同年9月まで</td> <td data-bbox="872 583 1059 695">35,500円</td> <td data-bbox="1059 583 1249 695">28,400円</td> <td data-bbox="1249 583 1460 695">7,100円</td> </tr> </tbody> </table>	対象期間	既支給額	正規支給額	戻入すべき額	平成30年5月から同年9月まで	35,500円	28,400円	7,100円	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、精算事務が行われなかった原因を確認し、所属のチェック体制の強化や通勤手当に関するルールの周知徹底を図ることなどにより、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【職員の給与に関する条例】 (通勤手当) 第14条 通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。 2 通勤手当の額は、6箇月を超えない範囲内で、月の1日からその月以後の月の末日までの期間として人事委員会規則で定める期間（以下「支給対象期間」という。）につき、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額とする。</p> <p>【職員の通勤手当に関する規則】 (支給対象期間) 第4条 条例第14条第2項に規定する支給対象期間は、人事委員会が定める日以降6箇月の期間とする。ただし、これにより難しい場合の支給対象期間は、人事委員会が定める。（支給方法等） 第18条 条例第14条第1項の職員に対する通勤手当は、その者の支給対象期間の初日の属する月の給料の支給日に支給する。（以下略） 第20条 条例第14条第1項の職員が、出張、休暇、欠勤その他の理由により、月の1日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、その月に係る通勤手当は支給しない。（以下略）</p> <p>【職員の通勤手当に関する規則の運用について（通知）】 第4条関係 1 人事委員会が定める日は、毎年度4月1日及び10月1日とする。</p> </div>	<p>過払いとなっていた通勤手当について、戻入した。 精算事務が行われなかった原因は、病気休暇に先立って年次休暇を取得していたことを見落とし、通勤手当の精算事務手続は必要ないものと誤認したためであった。 今後は、再発防止に向け、管理職と担当者の連絡を密にし、出勤簿の確認を行う。</p>
対象期間	既支給額	正規支給額	戻入すべき額								
平成30年5月から同年9月まで	35,500円	28,400円	7,100円								

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和元年11月19日）